

高齢者虐待の防止のための指針

特別養護老人ホーム八甲荘

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻む全ての行為であると考え、どんな状況であろうとも、人が尊厳を持ち自分らしく生きていくという基本的な権利が脅かされてはいけなくと理解しなければならない。

2006年4月に「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が施行されたことも踏まえ、当法人では、高齢者を虐待という利権侵害から守り、尊厳を維持しながら安定した生活を送ることができるよう、適切なケアを提供できる環境、切れ目のない支援体制を整えることを基本的な考え方としてこの指針を定める。

2 高齢者虐待の種類

- イ 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ロ 介護の放棄：放任、利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放棄、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること。その他の利用者から不当に財産上の利益を得ること。

※虐待の具体的な例としては、別表1「介護事業者等による高齢者虐待類型」を参照

3 虐待防止委員会の設置及び職員の研修

- ① 特別養護老人ホーム八甲荘内に、副施設長及び介護職員等を構成員とする虐待防止委員会を設置する。
- ② 虐待防止委員会では、委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ選出し、毎月1回以上委員会を開催する。
- ③ 虐待防止委員会で審議・検討する案件は次のとおりとする。
 - ・虐待防止に係る指針に関すること
 - ・虐待防止に係る職員研修に関すること
 - ・職場巡視に関すること
 - ・虐待が行われた場合の再発防止に関すること
 - ・身体拘束に関すること
 - ・身体拘束に関する記録の管理に関すること

- ④ 虐待防止委員会は、介護職員等に対して高齢者虐待防止法の内容や虐待防止に関する当法人の基本的な考え方を周知させ、また、それを実践的な介護業務に反映させることを目的として、年2回の職員研修を行うものとする。
- ⑤ 当法人以外の団体等において、高齢者虐待防止をテーマとした研修会がある場合は、それらにも積極的に介護職員等を参加させるよう努める。

4 虐待が発生した場合の対応・報告体制等

① 虐待を発見した場合の(初期)対応

- ・ 利用者の安全確保
- ・ 事実確認
- ・ 情報共有と対策の検討（施設長・副施設長・総務部長・主任、副主任介護職員
その他理事長が必要と認める者）
- ・ 本人・家族への説明及び謝罪
- ・ 関係機関への報告
- ・ 原因分析と再発防止の取り組み検討(虐待防止委員会)

② 施設長の責務

施設長は、職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかに虐待防止委員会を開催するなどこれを検証し、理事長に報告のうえ、市及び県の担当部署へ通報(届け出)するものとする。虐待の状況によっては、警察への通報も行うものとする。

施設長は、虐待に関する報告又は通報を行った職員について、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いを行わない。

③ 職員の責務

職員は不適切であろうと思われるケアや言動を発見した場合(確たる証拠は不必要)は、速やかに上長(施設長、副施設長、主任・副主任)に報告する責務を有する。

職員は虐待に至らないまでも、不適切なケア、その他の兆候を発見した場合でも、上長に報告する責務を有する。

5 成年後見制度利用支援

法人は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知を図り、当該制度が広く利用されるように努めなければならない。

6 虐待等にかかる苦情解決

利用者又は家族から虐待等に係る苦情申し立てがあった場合、苦情解決責任者は施設長、担当者は主任又は副主任介護職員とし、以下の手順により苦情の解決に努めるものとする。

- ① 苦情申し立てがあった場合は、「4 虐待が発生した場合の対応・報告体制等」の手順により確認した事実の報告と謝罪を本人と家族に対して行うものとする。
この際、確認した事実については、時系列に並べて記録を取っておくこと。
- ② その後、改めて虐待の当事者となった職員等から虐待内容を確認し、虐待に至った原因を究明し、それに対する解決策を講じるものとする。
- ③ 解決策に疑義が残る場合は、法人内に設置されている第三者委員会に諮問し、委員の意見を取り入れたうえで、最終的な解決策を決定する。
- ④ 最終的な解決策が決定したら、再度、本人と家族に対してお詫びかたがた虐待に対する解決策と今後の対応について説明をし、理解をしていただく。

7 入所者等に対する本指針の閲覧等

本「高齢者虐待の防止のための指針」は、求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページに公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるものとする。

附 則

令和3年7月12日制定

別表1

介護事業者等による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>①暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。 つねる。 殴る。 蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診療や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や症状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など

区分	具体的な例
介護・世話の 放棄・放任	<p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、もしくは手の届かない所に置く。 ・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など <p>④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅かす。など <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>③高齢者・家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる。 又は他の他の利用者にやらせる。 など

区分	具体的な例
心理的虐待	<p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えて欲しいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
性的虐待	<p>①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する。(無理やり聞かせる、無理やり話させる) ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。 など
経済的虐待	<p>①本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄附・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない) ・立場を利用して、「お金を貸して欲しい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など